

2011年度第2四半期の「お客様から寄せられた苦情の件数」について

2011年11月14日

ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社

苦情の定義

生命保険契約等（保険業法第2条に定める生命保険業務をいう。）にかかる商品、サービスの内容、もしくはその営業活動等に関する会社に対する申出のうち、不満足の説明があったもの。

2011年度第2四半期（2011年7月～9月）の苦情の件数は以下のとおりです。

内容	2011年度第2四半期 (2011年7月～9月)	
	件数	占率
保険契約のご加入に関するもの	5件	45.4%
保険料のお払込に関するもの	0件	0.0%
ご契約後のお手続き等に関するもの	1件	9.1%
保険金・年金等のお支払いに関するもの	4件	36.4%
その他	1件	9.1%
合計	11件	100.0%

苦情の分類は2011年9月30日時点のものであり、申し出時点からお客様へ対応させていただく過程で、変更となることがあります。

以上